

指定介護医療院の運営規程

第1条 医療法人山秀会が開設する山崎外科整形外科病院が実施する指定介護医療院の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護者に対し、適正な指定介護医療院介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 指定介護医療院の従業者は、長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行う。

2 指定介護医療院の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- 一 名称 介護医療院山崎外科整形外科病院
- 二 所在地 高知県高岡郡越知町越知甲2107番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名 管理者は、指定介護医療院の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名以上 医師は、利用者の症状に応じて、妥当適切に診療を行い、指定介護医療院に携わる従業者の管理、指導を行う。
- 三 看護介護要員 看護職員 常勤換算 3.2名以上 看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
介護職員 常勤換算 3.2名以上 介護職員は、心身の状況に応じ利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように適切な介護を行う。
- 四 管理栄養士 1名以上 管理栄養士は、食事の提供にあたり栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した献立を作成する。
- 五 理学療法士 1名以上 理学療法士は、利用者の心身の状況等を踏まえて必要に応じ日常生活をする上で必要な生活機能の改善又は維持のためのリハビリを行う。
- 六 介護支援専門員 1名以上 利用者及びその家族のニーズを把握し、そのニーズや介護の必要度に応じ、関係者が一緒になってケアの基本方針とケアの内容を定めケアプランを作成する。
- 七 薬剤師 1名以上 薬剤師は、医師の処方せんに基づき薬剤を処方して調剤し、薬学的管理及び服薬指導を行う。

(入所者の定員)

第6条 指定介護医療院の定員は、19人とする。

(指定介護医療院サービスの内容)

第7条 指定介護医療院の内容は、次の通りとする。

- (1) 療養上の管理
- (2) 看護
- (3) 医学的管理下の介護

(4) 機能訓練その他の必要な医療

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護医療院の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護医療院が法定代理受領サービスであるときは、利用料の負担割合とする。

2 居住費・食費の負担額は下記とする。

対象者	区分	居住費 (多床室)	食費
・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	利用者負担第1段階	0円/日	300円/日
・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	利用者負担第2段階	370円/日	390円/日
・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超120万円以下の方)	利用者負担第3段階①	370円/日	650円/日
・世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方 (課税年金収入が120万円超の方)	利用者負担第3段階②	370円/日	1,310円/日
上記以外の方		377円/日	1,445円/日

※利用者負担第1段階から第3段階までに該当する者は、「介護保険負担限度額認定証」を窓口へ提出してください。

3 介護保険給付対象外の下記サービスは全額を利用者負担とする。

- ①病衣貸与代(手術、検査等を行う場合の病衣貸与を除く) 1日 55円 ②洗濯委託料(希望者のみ委託業者へ取次ぎ) 1ヶ月 4,840円
③テレビカード(テレビリース業者設置の自動販売機で購入) 1枚1,000円 ④健康管理費(感染予防接種等の費用) 実費

4 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

(施設利用にあたっての留意事項)

第9条 診察、看護については、医師、看護師の指示に従うこと。

- 2 みだりに他の居室、療養室、病室、診察室、看護詰所等の出入はしないこと。
- 3 居室は常に清潔に保ち、必要以外のものは置かないこと。
- 4 貸与された器具、寝具、備品はみだりに交換したり、院外に持ち出さないこと。万一、破損、紛失の場合は実費を徴収する。
- 5 洗面所は洗面以外に使用しないこと。なお、茶ガラ等の投入は、排水の故障となるので禁止する。
- 6 病衣のままで病院外に出ないこと。
- 7 消灯時間は「午後9時」その後は点灯、テレビ、ラジオの使用を禁止する。
- 8 入浴日及び入浴時間は、浴室入口の掲示に従うこと。
- 9 飲酒、無断外出、無断外泊及び他の患者に迷惑をかける患者は退所さす。
- 10 病院建物内での喫煙等火気の使用を禁止する。また、電気器具は許可のない使用を禁止する。
- 11 大金や貴重品は持参しないこと。やむを得ず持参した場合は事務所に預けること。
- 12 非常時には、職員の指示に従って行動すること。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業所がサービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行うなど、必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規程する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又、消防法第8条に規程する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所看護職員を当てる。
- (2) 始業時、終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、防火訓練を実施する。

①防火教育及び基礎訓練(消火・通報・非難)……年1回以上 ②利用者を含めた総合訓練……年1回以上 ③非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 事業者は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。 ①採用時研修 採用後3ヶ月以内 ②継続研修 年1回

- 2 事業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(付則) 令和6年4月1日 施行